

札幌市立厚別北中学校

いじめ防止基本方針



平成27年12月4日策定
平成30年5月18日一部改訂

本校の環境・生徒の姿

- 二つの地域、二つの小学校から生徒が集う。古くから開拓が進められた「厚別西地区」と森林公園駅開設により開発された「厚別北地区」
- 野津幌川、小野津幌川の流れた緑豊かな自然環境
- TPOを考えた適切な行動ができ、明るくあいさつができる生徒

学校教育目標

未来に向かい 豊かな心で たくましく生きる生徒

「学ぶ力」育成プログラム

- 1 分かる・できる・楽しい授業の確立
「生徒が進んで発言しようとする意欲を高め、学習を楽しいと感じさせる」指導の充実
- 2 家庭学習の確立
「計画を立てて学習」に取り組む生徒の育成
- 3 学習事項を普段の生活に結びつける、授業の充実

いじめ防止基本方針

- 1 いじめ防止のために、生徒一人一人に他者を理解し尊重する心を育成し、いじめは決して許されないことであるという認識を確立する。
- 2 いじめ事案に対しては、早期発見・早期対応を心がけ、組織的な対応を行う。何よりもいじめられた生徒の立場に立って、最善な対処を心がける。

— 生徒の意見表明 —
具体的な生徒活動
◎「いじめのない学校づくり」に向けた取組を、全校協議会の決定のもとで実施。

— 教職員の願い —
教職員の自己目標シート
◎各教職員の自己目標シートにおける「いじめ対応」の具体的な目標や取組方法の実行。

— 学校評価アンケート・学校関係者評価 —
◎保護者の願い
◎地域の方々の願い
◎取組の評価



札幌市いじめ防止等のための基本方針

本基本方針は、上記学校教育目標および「学ぶ力」育成プログラムの具現化に向けて、本校の教育活動全体を通して、すべての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促すことを目的とする。また、いじめ防止はもとより、厚別北中で学び育つ子どもたちが、心豊かで自他を尊重し、ともに支え合い、主体的に考え行動することができるようになってほしいという願いを込めて作成した。

1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

- (1) 本基本方針は、いじめ問題の解決、いじめの早期発見、速やかな対応が可能となる校内教職員体制づくりに向けた実効性あるものとする。
- (2) 本基本方針作成のために、生徒の学習・生活の姿や地域の環境など「学校の実情」を考慮する。
- (3) 日常の授業の中で行われる働きかけも含め、教育活動全体を通して配置され、繰り返し行われる未然防止の取組が、本基本方針の柱となる。すなわち、教育課程に組み込まれた、計画的な未然防止策を準備する。
- (4) いじめはどの生徒にも起こりうる、どの生徒も被害者にも加害者にもなり得ることを踏まえ、生徒一人一人の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、すべての教職員が取り組む。
- (5) ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。
- (6) 発見や連絡を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で加害生徒を指導する。
- (7) 学校・家庭・地域・関係機関が相互に協力して、生徒が安心して生活し、学習その他の活動に取り組むことができる環境を整え、いじめが行われなくする。

2 「本校の実態」・・・生徒の学習・生活の姿や地域の環境・様子等

(1) 学習面 (全国学力・学習状況調査から)

・国語、数学、理科ともにほとんどの項目で平均回答率が全国に比べ上回っている。国語の問題Aの「読むこと」、問題Bの「話すこと・聞くこと」、数学の問題Bの「関数」、理科の「地学的領域」はやや上回っている。

(2) 生活面 (全国学力・学習状況調査の生徒質問紙調査から)

・「自分には、良いところがありますか」・「友達と話し合うとき、友達の話や意見を最後まで聞くことができますか」・「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか」・「人の役に立つ人間になりたいと思いますか」などの質問に対して、肯定的な回答が、全国平均よりも上回っている。

(3) 生活面 (Q-Uアンケート、いじめアンケート等の分析から)

・集団に関わるのが苦手な生徒、対人関係がうまく構築できない生徒がいる。
・ネット(SNS)によるトラブルや悪影響が散見される。
・いじめ調査では、毎回「いじめを受けている」と訴える生徒が存在する。

3 いじめ防止等の対策のための組織

(1) 組織の構成

・新たな組織を設置せず、既存の組織を活用する。生徒指導部主幹委員会である「生徒指導委員会」をいじめ防止等の対策の組織とする。教頭、生徒指導主事、教務主任、学年主任、当該学級、関係教諭により構成するものとする。必要に応じて、学校長、養護教諭、スクールカウンセラー、相談支援パートナー、および外部機関もこれに加わる。

(2) 組織の役割

- ・本基本方針に基づく取組の実施を促したり、具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ・生徒や保護者、教職員からのいじめの相談・連絡の窓口となり、報告を受ける。
- ・事例に係る情報の収集と記録、情報の分析を行い、同様の事例の再発を防ぐための対策を具体的に検討する。
- ・会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有、関係生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制、対応方針の決定、保護者との連携を行い、いじめとして認知するか否かの判断をする。

4 相談指導体制

- (1) すべての教職員がゲートキーパーとしての役割を再確認し、心のふれあいを大切にするとともに、誰にも相談できない生徒を作らないよう、教職員と生徒、保護者、さらに生徒間の望ましい人間関係の醸成に努める。
- (2) 教育相談月間を設定するとともに、生徒や保護者が気軽に相談できる体制を整える。保護者からの相談があった場合は、どんな些細なことでも真摯に受け止め、速やかに教職員相互で情報を共有化する。

5 厚別北中学校いじめ対応等の重点的な取組

(1) 未然防止

【未然防止のポイント】

- ◆いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうるという意識をもつ。
- ◆いじめが起きにくい学校風土・学級風土を作り出す。
- ◆いじめに向かわない生徒を育てる。

未然防止のための重点的な取組	行動計画・行動目標
<input type="checkbox"/> 「分かる・できる・楽しい授業」の確立	<ul style="list-style-type: none">○学ぶ楽しさを味わえる授業づくりをすすめ、生徒が生き生きと活動できる指導を工夫することで、いじめに向かわない生徒の育成を目指す。○学び合いの場の設定。○「学習に関するアンケート」による生徒の学習状況の把握。○教職員による差別的な態度や不適切な言動は、それを受けた生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりするので、厳に慎む。
<input type="checkbox"/> 朝の読書活動	<ul style="list-style-type: none">○落ち着いた気持ちで、一日を開始する取組に。
<input type="checkbox"/> 人間関係を重視した集団づくり	<ul style="list-style-type: none">○いじめを許さない学年・学級風土づくり。○「居場所」づくり、「絆」づくりでいじめ防ぐ。○ストレスを感じた場合、他人にぶつけるのではなく、運動などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育てる。
<input type="checkbox"/> 自己有用感・自己肯定感を育てる学級・学年活動	<ul style="list-style-type: none">○主体的な活動の場・協働の場を設定することで、他者への思いやりの気持ちをもつとともに、自己有用感・自己肯定感を育てる。<ul style="list-style-type: none">・ 旅行的行事・ACT・学校祭・合唱コンクール・ 日常の学級、学年活動

□ ネットいじめの未然防止	○ 全学年ネット安全教室を中心に、ネットによるコミュニケーションの特色を理解させ、情報モラル教育の充実を図る。
□ 道徳教育の充実	○ 「豊かな心の育成」に向け、生命の尊重や思いやりの心を育むため、道徳教育の充実を図る。
□ 生徒会が主体となった取組	① 執行委員会で「いじめのない学校づくり」に向けての具体的方策協議 ② 全校協議会で協議を経て決定。1 / 2 5 〈実施〉 1～2月中
□ 保護者、地域との連携	○ いじめの認識について共通認識を図る（学年 PTA などの機会を利用） ○ 青少年健全育成推進会による情報交流 ○ 厚別西地区交流会
□ 生徒一人ひとりへの対応	○ 登校時、休み時間、放課後、部活動など（授業時間以外も含めた）生徒とのふれあいや見守りを大切にし、予防的雰囲気づくりに腐心する。

(2) 早期発見

<p>【早期発見のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 「暴力」を「けんか」などと表現することで軽視し、対応を先送りしない。 ◆ 「いじめ」を「単なる嫌がらせ」と軽視し、対応を先送りしない。 ◆ 日頃から生徒理解に努め、生徒の小さな変化にも注意する。 ◆ 「発見」する取組の限界を自覚し、「いじめを生まない」ための未然防止に取り組む。 ◆ いじめアンケートや日頃の観察から、危惧される可能性があれば、迅速に相談活動をし、学年や生徒指導部と情報共有し、その後の対処に生かす。

早期発見のための重点的な取組	行動計画・行動目標
□ 生徒理解に向けた生徒・保護者との関わりの重視	○ 学級担任、教科担任、部活動指導者などがすべての生徒との対話ができるように心がける。 ○ 生徒に絶えず声かけを行うなど、生徒の日常の言動や態度、交友関係等に注意を払うなど、個々の生徒や集団の様子を観察を心がけるとともに、気づいたことについて教職員間の情報交換を密に行う。 ○ 保護者とは丁寧に接し、話しを傾聴し共感するよう心がける。欠席した生徒の家庭には電話連絡を入れ、頑張ったことや活躍したことについても連絡することが大切である。 ○ 授業者が常に早く教室へ行き、生徒といる時間を増やす。 ○ 担任や学年所属の教師は、生徒と一緒に活動することで、生徒から話しやすい雰囲気作りに努める。
□ アンケート調査の実施	○ 年 3 回のいじめアンケート（4 月、9 月、2 月） ○ Q-U アンケート（6 月、10 月） ○ 学習アンケート（11 月） ○ 学校評価アンケート（11 月）
□ 教育相談活動の充実	○ 5 月と 11 月に教育相談月間を設定。

□校内研修会の実施	○4月、12月に生徒指導研修会の実施。 ○8月、1月に「生徒理解のための研修会」および学年研修会の実施。
□多面的な情報の収集	○いじめの把握にあたっては、養護教諭、スクールカウンセラー、相談支援パートナー等との連携に努める。 ○ケガ等にも留意し、背景にいじめがないかを確認する。 ○生徒が欠席したり遅刻したりした場合は、必ずその理由を確認し、保護者と連絡を取る。 ○本人からの申告の前に、生徒の情報をつかめるよう、日々の教育相談を行う。

(3) 早期対応

<p>【早期対応のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆対応は迅速に、組織で行う。 ◆初期対応・事実確認を的確に行う。 ◆被害生徒、加害生徒、はやし立てる生徒（観衆）、知らぬふりをしている生徒（傍観者）への対応。

早期対応のための重点的な取組	行動計画・行動目標
□対応は迅速に、組織で行う	○授業等であらかいはじめなどがあれば、その場で必ず指導する。この行為の積み重ねが大切である。 ○生徒の変化に気づいた教職員は、速やかに学年で情報を共有する。 ○生徒のいじめやトラブルを発見したら、軽視せずに速やかに学年・生徒指導部に報告する。 ○特定の教職員で抱え込まず、組織で対応する。
□初期対応・事実確認を	○いじめの訴えや情報および兆候があったときは、生徒指導委員会の指示のもと、問題を軽視することなく事実確認を適切に行う。 ○学年会、生徒指導委員会において、速やかに関係生徒等から事実を聴取するとともに、認知したいじめへの対応方針を決定する。 ○職員打合せや緊急の職員会議を通して、いじめの情報を共有し、対応方針について全教職員の共通理解を図る。 ○被害生徒、加害生徒への具体的な支援や指導について、組織的に対応するとともに、保護者に対して適切な情報提供を行い、連携・協力を要請する。
□被害生徒への対応（支援）	○被害生徒を徹底して全力で守り抜く。 ○被害生徒が安心して教育を受けられるようにするために、必要な措置を講ずる。 ○複数の教職員で、家庭訪問を行う。 ○本人や保護者の気持ちにより添い、要望や相談には適切に対応する。 ○女子に対する性的な被害がある場合は、養護教諭をはじめとする女性教職員で対応する。 ○スクールカウンセラーの活用等、専門家による継続的な心のケアに取り組む。

□加害生徒への対応（指導）	<ul style="list-style-type: none"> ○毅然とした対応と粘り強い指導を通じて、行為に対する十分な反省を促す。 ○あくまでも被害生徒を守る観点から、加害生徒への対応にあたる。 ○いじめの背景を探り、行為に対する責任を明確にし、再発防止に努める。 ○複数の教職員で家庭訪問を行い、保護者に説明を尽くし、理解と協力を求める。
□他生徒への対応（指導）	<ul style="list-style-type: none"> ○新たないじめを防止・再発防止のため指導の徹底を図る。 ○傍観・取り巻き・はやし立てる行為もいじめを助長していることを理解させ、「いじめは人間として、絶対に許されない」との意識をもたせる。
□再発防止、いじめ解消の確認	○指導後の経過を観察し、3ヶ月間いじめが解消された状態であることを被害生徒から確認する。

学校における組織的ないじめ対応の流れ

①情報の把握

- ・全職員で子どもに関わる。登校観察などから情報を得る。
- ・変化に気付いたら過小評価せず、学年主任に報告。教職員で共有。
- ・アンケートや教育相談の計画的な推進。

②正確な事実確認

- ・いじめ行為は、まずその場で指導。
- ・子ども、保護者、地域の方からいじめの情報を受けた場合は、真摯に傾聴。
- ・周囲の生徒を含め関係生徒から速やかに聞き取り。
- ・聞き取りは、同時刻で個別が望ましい。記録も忘れずに。
- ・情報の報告を必ず行う。当該教職員→学年主任→教頭→校長



生徒指導部長

③チームづくり・指導方針の決定

- ・学年→生徒指導部→生徒指導委員会の招集、役割分担。
- ・指導、支援の方針決定。
- ・職員打合せもしくは緊急の職員会議で、全職員で事実の共通理解。
- ・教育委員会への報告と連携。場合によっては関係機関との連携。

④生徒への指導・支援

- ・被害生徒に寄り添い心のケアに努める。安全確保のため、休み時間などの見守り実施。
- ・加害生徒には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させるとともに、いじめに向かわせない力を育む。

⑤保護者との連携

- ・保護者と複数の教職員で面会し、事実関係その日のうちに伝える。
- ・いじめの背景を共有し、再発防止への協力を要請する。

⑥再発防止

- ・指導・支援体制の評価を行い、場合によっては修正を加える。
- ・被害生徒と保護者の了承を得た上で、再発防止のための学級指導、学年指導を行う。
- ・同様のいじめが発生しないように、認め合う人間関係の集団づくりをすすめる。

※重大事態が発生した場合

- ・いじめにより、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じたり、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき、事実確認の結果直ちに教育委員会に報告するとともに、教育委員会と連携して対処する。

重大事態とは（国の「いじめ防止等のための基本的な方針」より）

- ①児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるときは、次のようなケースが想定される。
 - ・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・心身に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- ②いじめにより児童等が相当の期間を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえて、年間30日を目安とする。
- ③児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

6 取組の評価

- (1) 再発防止のために、PDCA サイクルを定め、事例への取組を学校評価アンケートと同じ時期に、全職員により検証を行う。
- (2) 期待するような成果が得られなかった場合は、その原因を分析し、次の取組内容や取組方法の見直しを、生徒指導委員会において行う。